

京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する  
受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提出書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する受託候補者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号を掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局観光M I C E推進室長
- (2) 産業観光局観光M I C E推進室 観光戦略担当部長
- (3) 産業観光局観光M I C E推進室 観光M I C E戦略課長
- (4) 産業観光局観光M I C E推進室 計画推進係長

2 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 京都観光総合調査に係る調査等実施業務に関する受託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は産業観光局観光M I C E推進室長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 委員会に関する庶務は、産業観光局観光M I C E推進室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は決定の日から実施する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。